

厚真町国民保護計画

【資料編】

(令和3年度変更案)

【凡例】

下線部：変更箇所

令和3年〇月

厚真町国民保護協議会

目 次

資料 1	厚真町国民保護協議会条例	1
資料 2	厚真町特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	3
資料 3	安否情報省令	14
資料 4	基本用語の説明	22
資料 5	厚真町国民保護協議会委員一覧表	25
資料 6	平素の業務	26
資料 7	武力攻撃事態等における業務	27
資料 8	各機関の事務及び業務	28
資料 9	主要関係機関の連絡先	31
資料 10	避難実施要領案（例）	33

資料 1 厚真町国民保護協議会条例

厚真町国民保護協議会条例

平成18年6月26日

条例第35号

改正 平成18年9月26日条例第44号

平成18年12月21日条例第53号

平成21年9月24日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、厚真町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 1人

(2) 自衛隊に属する者のうちから町長が任命する者 2人

(3) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 2人

(4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者 1人

(5) 副町長

(6) 教育長

(7) 胆振東部消防組合厚真支署長及び厚真消防団長

(8) 町長がその部内の職員のうちから指定する者 1人

(9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員のうちから町長が任命する者
3人以内

(10) 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者のうちから町長が任命する者 8人以内

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月26日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月21日条例第53号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月24日条例第20号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の厚真町国民保護協議会条例第2条第1号の規定に基づいて任命された委員のうち改正後の厚真町国民保護協議会条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1号の規定に該当しなくなった委員は、改正後の条例第2条第10号の規定により任命された委員とみなす。

資料2 厚真町特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

厚真町特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、厚真町の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 町長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、町長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

(1) 町の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

(2) 消防団長及び消防団員

(3) 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(4) 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手續)

第4条 町長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 町長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 町長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、町長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 町長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 町長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 町長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 町長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる

るものとする。

2 前項の場合において、町長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 町長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により、速やかに町長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 町長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 町長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式4）により速やかに町長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、町長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、町長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、町長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 町長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 町長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 町長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

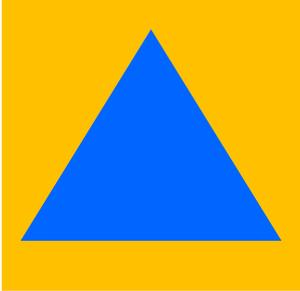
第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 厚真町における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務課が行うものとする。

附則

この要綱は、令和3年〇月〇〇日から施行する。

別紙（第2条関係）

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		<p>① オレンジ色地に青色の正三角形とする。</p> <p>② 三角形の一つの角が垂直に上を向いている。</p> <p>③ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>※一連の登録番号を表面右下すみに付する。</p> <p>（例：厚真町 1）</p>
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

表面

	厚真町長	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
.....		
.....		
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information		
血液型/Blood type		
.....		
.....		
.....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

厚真町長 殿

私は、国民保護法第 1 5 8 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) _____ (ローマ字) _____	生年月日 (西暦) ____年__月__日
申請者の連絡先 住所：〒 _____ 電話番号： _____ E-mail： _____	写 真 縦 4×横 3 c m (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長：_____ cm 眼の色：_____ 頭髪の色：_____ 血液型：_____ (R h 因子_____)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄)

資 格：_____
証明書番号 _____ 交付等の年月日 _____
有効期間の満了日：_____
返納日：_____

別記様式2 (第4条関係)

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名 (漢字)	氏名 (ローマ字)	生年月日	資格	交付等の 年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の 色	頭髪 の色	血液型	その他の 特徴等	標章の 使用	返納日	備考
(記載例) 1	国民 保護	Hogo Kokumin	1990/6/18	厚真町職員	2021/6/18	2022/6/17	175	茶	黒	O(RH+)		帽子、衣服 用×1	2022/6/17	所属:総務課

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
厚真町長 殿	
申請者	
住 所 _____	
(電話 _____)	
氏 名 _____ 印	
1 <u>紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号</u>	
2 <u>紛失(破損等)年月日</u>	
3 <u>紛失の状況(破損等の理由)</u>	
4 <u>その他必要な事項</u>	
※受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
厚真町長 殿	
申請者	
住 所 _____	
(電話 _____)	
氏 名 _____ 印	
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
※受付欄	※経過欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

資料3 安否情報省令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正：平成18年3月31日総務省令第50号

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載さ

れている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の提供）

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）の項の次に次のように加える。

<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）</u>	<u>第二十五条第二項</u>
--	-----------------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の項の次に次のように加える。

<u>武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）</u>	<u>第二条及び第三条</u>
---	-----------------

附則（平成18年3月31日総務省令第50号）

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）の項を次のように改める。

<u>武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）</u>	<u>第三条、第四条及び第五条</u>
--	---------------------

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申請者 住所(居所) 氏名		_____ _____
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備 考		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - ※印の欄には記入しないこと。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

資料4 基本用語の説明

基本用語の説明

用語	意義
武力攻撃	<u>我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。</u>
武力攻撃事態	<u>武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。</u>
武力攻撃予測事態	<u>武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。</u>
武力攻撃事態等	<u>武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。</u>
武力攻撃災害	<u>武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。</u>
緊急対処事態	<u>武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。</u>
事態認定	<u>武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。</u>
対処基本方針	<u>武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）に基づき政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。</u>
対処措置	<u>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が事態対処法の規定に基づいて実施する措置をいい、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置などがある。</u>
国民保護措置	<u>国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう。（例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等）</u>

用語	意義
<u>国の対策本部</u>	<u>事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する事態対策本部をいう。</u>
<u>国の対策本部長</u>	<u>事態対処法に基づく国の対策本部の長をいい、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。</u>
<u>基本指針</u>	<u>国民保護法における「国民の保護に関する基本指針」をいい、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことをいう。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる。</u>
<u>国民保護計画</u>	<u>指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める「国民の保護に関する計画」をいう。</u>
<u>国民保護協議会</u>	<u>都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会をいう。</u>
<u>地方公共団体</u>	<u>普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、地方公共団体の組合などをいう。</u>
<u>指定行政機関</u>	<u>事態対処法及び武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定める中央行政機関をいう。</u>
<u>指定地方行政機関</u>	<u>事態対処法及び事態対処法施行令で定める指定行政機関の道内地方支分局等をいう。</u>
<u>指定公共機関</u>	<u>事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関（日本銀行、日本赤十字社など）又は電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人をいう。</u>
<u>指定地方公共機関</u>	<u>道の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。</u>
<u>国民保護業務計画</u>	<u>指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める「国民の保護に関する業務計画」をいう。</u>
<u>道対策本部</u>	<u>国民保護法に基づき、道が設置する都道府県国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する都道府県を指定する。</u>
<u>道対策本部長</u>	<u>道対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、知事をもって充てる。</u>

用 語	意 義
<u>町対策本部</u>	<u>国民保護法に基づき、町が設置する町国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する市町村を指定する。</u>
<u>町対策本部長</u>	<u>町対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、町長をもって充てる。</u>
<u>NBC攻撃</u>	<u>核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。</u>
<u>ダーティーボム</u>	<u>放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾をいう。</u>
<u>生活関連等施設</u>	<u>国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又は、危険物質等を貯蔵しているなどその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設をいう。</u>
<u>武力攻撃原子力災害</u>	<u>武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。</u>
<u>自主防災組織</u>	<u>災害の発生・拡大（特に大規模災害時）による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という住民の隣保協同の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的として結成された自発的な防災組織をいう。</u>

資料5 厚真町国民保護協議会委員一覧表

厚真町国民保護協議会委員一覧表

職 名	役 職 (厚真町国民保 護条例第2条)	根拠法令 (国民保護法 第40条)
厚真町長	会 長	第2項
室蘭開発建設部苫小牧道路事務所長	1号委員	第4項第1号
陸上自衛隊第7師団第7特科連隊長	2号委員	第4項第2号
航空自衛隊第2航空団司令	2号委員	第4項第2号
胆振総合振興局地域創生部地域政策課主幹	3号委員	第4項第3号
室蘭建設管理部苫小牧出張所長	3号委員	第4項第3号
苫小牧警察署長	4号委員	第4項第3号
厚真町副町長	5号委員	第4項第4号
厚真町教育委員会教育長	6号委員	第4項第5号
胆振東部消防組合消防厚真支署長	7号委員	第4項第5号
厚真消防団長	7号委員	第4項第5号
厚真町建設課長	8号委員	第4項第6号
東日本電信電話(株)北海道南支店苫小牧営業支店長	9号委員	第4項第7号
北海道電力ネットワーク(株)執行役員 苫小牧支店長	9号委員	第4項第7号
厚真郵便局長	9号委員	第4項第7号
苫小牧海上保安署長	10号委員	第4項第7号
厚真町土地改良区理事長	10号委員	第4項第8号
とまこまい広域農業協同組合厚真支所長	10号委員	第4項第8号
苫小牧広域森林組合(厚真支所) 副組合長	10号委員	第4項第8号
鶴川漁業協同組合厚真支所浜厚真救難所長	10号委員	第4項第8号
厚真町商工会長	10号委員	第4項第8号
厚真町社会福祉協議会	10号委員	第4項第8号
あつまバス(株)代表取締役	10号委員	第4項第8号

資料6 平素の業務

町の各課における平素の業務

部局名	平素の業務
総務課 <u>まちづくり推進課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護協議会の運営に関すること ・町国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・住民の避難誘導に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること など
<u>住民課</u> <u>議会事務局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の収集体制の整備に関すること ・廃棄物処理に関すること など ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること など
<u>生涯学習課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営体制の整備に関すること など
産業経済課	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関係団体との連絡調整に関すること ・家畜の対策に関すること など ・商工、林務、水産関係団体との連絡調整に関すること ・観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整に関すること など
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の把握及び対策に関すること ・道路等の復旧に関すること など ・建設関係団体との連絡調整に関すること ・上下水道施設の整備及び対策に関すること ・上下水道施設の復旧に関すること など
会計室	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること など
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・他課に対する支援体制の整備に関すること など
上厚真支所	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・住民の避難誘導に関すること など

【町教育委員会における平素の業務】

町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校等への警報の伝達体制の整備に関すること ・児童・生徒の安全指導に関すること ・学校施設等の保全対策に関すること など
--------	---

【消防機関における平素の業務】

消防署厚真支署	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・住民の避難誘導に関すること など
---------	---

資料7 武力攻撃事態等における業務

町の各課における武力攻撃事態等における業務

部局名	武力攻撃事態等における業務
総務課 <u>まちづくり推進課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・町国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・住民等に対する警報等の伝達又は通知に関すること ・住民の避難誘導に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること など
<u>住民課</u> <u>議会事務局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の収集に関すること ・廃棄物処理に関すること など ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること など
<u>生涯学習課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設、運営等に関すること など
産業経済課	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関係団体との連絡調整に関すること ・家畜の対策に関すること など ・商工、林務、水産関係団体との連絡調整に関すること ・観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整に関すること など
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の被害調査、応急の復旧に関すること ・道路等の復旧に関すること など ・建設関係団体との連絡調整に関すること ・上下水道施設の被害調査、応急の復旧に関すること ・上下水道施設の復旧に関すること など
会計室	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の費用の支出に関すること など
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・他課に対する支援に関すること など
上厚真支所	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等に対する警報等の伝達又は通知に関すること ・住民の避難誘導に関すること など

【町教育委員会における武力攻撃事態等における業務】

町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校等への警報等の伝達に関すること ・児童・生徒の安全確保に関すること ・学校施設等の被害調査、保全対策に関すること など
--------	--

【消防機関における武力攻撃事態等における業務】

消防署厚真支署	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・住民の避難誘導に関すること など
---------	---

資料8 各機関の事務及び業務

各機関の事務及び業務

(1) 道

機関名	内 容
知事等	<ol style="list-style-type: none"> 1 北海道国民保護計画の作成 2 北海道国民保護協議会の設置、運営 3 北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民等に対する避難の指示又は解除、避難住民等の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、救援物資の売渡し要請等救援物資の確保に関する措置、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、武力攻撃原子力災害への対処、生活関連施設の安全確保、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 12 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 指定地方行政機関

機 関 名	内 容
[国土交通省] (室蘭開発建設部) 苫小牧道路事務所 苫小牧港湾事務所 苫小牧河川事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急措置 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 4 農業関連施設の応急復旧
[農林水産省] 北海道農政事務所地域 第9課	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保
[林野庁] 胆振東部森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧資材の調達・供給

[国土交通省] 北海道運輸局 室蘭運輸支局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全対策
[国土交通省] 東京航空局千歳空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
[国土交通省] 北海道運輸局 室蘭運輸支局 苫小牧海事事務所	1 運航事業者への航路船舶輸送に関する連絡調整 2 港湾運送事業者への緊急貨物に関する連絡調整
[経済産業省] 北海道産業保安監督部 保安課	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
[海上保安庁] 苫小牧海上保安署	1 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連施設の安全の確保に係わる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
[気象庁] 室蘭地方气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
[厚生労働省] 苫小牧労働基準監督署	1 被災者の雇用対策

(3) 自衛隊

機 関 名	内 容
共 通	1 国民保護措置に関する訓練の実施 2 国民保護措置の準備、実施

(4) 指定公共機関

機 関 名	内 容
共 通	1 業務に係わる国民保護措置の実施（法21） 2 国民に対する情報の提供（法8） 3 国民の保護の関する業務計画の作成（法36①） 4 組織の整備（法41） 5 訓練（法42） 6 被災情報の収集、報告（法126、127） 7 管理する施設、設備の応急復旧（法139） 8 武力攻撃災害の復旧（法141）

	9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等（法145）	
北海道電力ネットワーク(株) 苫小牧支店	1 電気の安定的供給（法134）	
北海道旅客鉄道(株) 苫小牧ブロック管理	1 避難住民の運送（法71）・緊急物資の運送（法79） 2 旅客及び貨物の運送の確保（法135）	避難住民
日本貨物鉄道(株) 北海道支社苫小牧駅		緊急物資
日本旅客鉄道(株) 日高線運輸営業所		避難住民
日本通運(株)苫小牧支店		緊急物資
N T T 東日本(株) 北海道支店	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時に設置における協力（法78）	
N T T ドコモ(株) 苫小牧支店	2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱（法135）	
苫小牧市赤十字奉仕団	1 救援への協力（法77） 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答（法96）	
日本郵政公社厚真郵便局	1 郵便の確保（法135）	
東日本高速道路(株) 苫小牧管理事務所	1 道路の管理（法137）	

（５）指定地方公共機関

機 関 名	内 容
共 通	1 業務に係わる国民保護措置の実施（法21） 2 国民に対する情報の提供（法8） 3 国民の保護に関する業務計画の作成（法36②） 4 組織の整備（法41） 5 訓練（法42） 6 被災情報の収集、報告（法126、127） 7 管理する施設、設備の応急復旧（法139） 8 武力攻撃災害の復旧（法141） 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等（法145）
室蘭地区トラック協会	1 避難住民の運送（法71）・緊急物資の運送（法79）
室蘭地区バス協会	2 旅客及び貨物の運送の確保（法135）
苫小牧薬剤師会	1 医療の確保（法136） 医薬品、資機材

（６）その他の共機関

苫小牧港管理組合	1 施設等の管理（法137）
苫小牧医師会	1 医療の確保（法136） 医療、助産等
苫小牧獣医師会	1 医療の確保（法136） 獣類への対応

資料9 主要関係機関の連絡先

主要関係機関の連絡先

(1) 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊を含む。）

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX メールアドレス
北海道開発局室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所		苫小牧市日吉町1丁目 1-5	0144-72-5165
陸上自衛隊第7師団 第7特科連隊	<u>第3科</u>	千歳市祝梅1016	0123-23-5131
航空自衛隊第2航空団	<u>司令部防衛部</u>	千歳市平和無番地	0123-23-3101
自衛隊札幌地方協力本部 苫小牧出張所		苫小牧市表町1丁目1 番6号	0144-32-3725
苫小牧海上保安署		苫小牧市港町1丁目6 番15号	0144-33-0118
東日本高速道路株式会社 北海道支社		札幌市厚別区大谷地 西5丁目12-30	011-896-5211
日本郵政公社厚真郵便局		厚真町表町20	0145-27-2661
日本郵政公社上厚真郵便局		厚真町字上厚真228	0145-28-2360

(2) 北海道

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX メールアドレス
北海道胆振総合振興局	総務部危機対策 局	札幌市中央区北3条 西6丁目	011-231-4111
北海道胆振 <u>総合振興局</u>	地域 <u>創生</u> 部 地域政策課	室蘭市幸町9番11号	0143-24-95 <u>07</u> <u>0143-22-5170 (FAX)</u>
北海道 <u>胆振総合振興局</u> 保健環境部苫小牧地域保健室		苫小牧市若草町2丁 目2-21	0144-34-41 <u>68</u>
北海道 <u>胆振総合振興局</u> 室蘭建設管理部苫小牧出張所		苫小牧市日の出町2 丁目2-7	0144-32-3171
北海道札幌方面 苫小牧警察署		苫小牧市旭町3丁目5 番12号	0144-35-0110

(3) その他関係機関

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX メールアドレス
胆振東部消防組合 消防本部		厚真町錦町47番地2	0145-26-7100
胆振東部消防組合 厚真支署		厚真町錦町47番地2	0145-26-7119
胆振東部消防組合 厚真支署上厚真分遣所		厚真町字上厚真224 番地	0145-28-2119
北海道電力 <u>ネットワーク(株)</u> 苫小牧支店		苫小牧市新中野町3 丁目8-7	0144-37-8167
東日本電信電話(株) 苫小牧支店		苫小牧市旭町3丁目 6-13	0144-35-4330
(社) 苫小牧医師会		苫小牧市旭町2丁目 4-20	0144-33-4720
厚真町土地改良区		厚真町京町 165-3	0145-27-2610
胆振東森林組合		厚真町新町 97	0145-27-2429
鵲川漁業協同組合厚真支所 浜厚真救難所		厚真町字浜厚真 33	0145-28-2131
厚真商工会		厚真町京町 165-1	0145-27-2456
あつまバス株式会社		厚真町字本郷 229-1	0145-27-2311
厚真町社会福祉協議会		厚真町京町 165-1	0145-26-7501

資料 10 避難実施要領案（例）

避難実施要領案（例）

避難実施要領（案）

年 月 日
厚 真 町 長

厚真町における住民避難は、次の方法で行うものとする。

- 1 事態の状況、避難の必要性
- 2 避難の経路、手段その他避難の方法
 - (1) 避難住民数、避難施設（一時）、輸送力の配分
 - (2) 集合場所、時間
 - (3) 避難経路
 - (4) 住民への周知伝達
 - (5) 避難誘導の終了時間
- 3 避難住民等の誘導の実施方法
 - (1) 職員の役割分担
 - (2) 避難経路における職員の配置
 - (3) 残留者の確認
 - (4) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導
- 4 その他留意事項
携行品、留守宅、安全の確保

連絡先

町対策本部設置場所
現地調整所

- ・ 担当職員は、近隣住民が相互に声を掛け合うよう呼びかける。
- ・ 恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるため、冷静沈着に毅然とした態度を保つこと。
- ・ 誘導員にあたる担当者等は、腕章などにより立場を明確にし、混乱が予測される場合には、迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。